

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	自動車臨時運行の許可	
処 分 の 概 要	申請車両が、検査対象車両であり、臨時運行の目的等を審査し許可する。	
根 拠 法 令 名	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	
条 項	第34条第2項	
所 管 課	市民税課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標準処理期間	計	即日
審査基準	<p>申請に基づき、①許可対象車両が検査対象車両②運行目的が車検・登録・販売・廻送③運行経路は松山市を經由している④自賠責保険証明書が申請車両と同一であり、保険期間が許可の有効期間をカバーしていること以上の点を審査し許可する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>道路運送車両法 (臨時運行の許可) 第三十四条 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従って運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。 2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(「行政庁」という。次条において同じ。)が行う。</p> <p>(許可基準等) 第三十五条 前条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。 2 臨時運行の許可は、有効期間を附して行う。 3 前項の有効期間は、五日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。 4 行政庁は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証を交付し、且つ、臨時運行許可番号標を貸与しなければならない。 5 前項の臨時運行許可証には、臨時運行の目的及び経路並びに第二項の有効期間を記載しなければならない。 6 臨時運行の許可を受けた者は、第二項の有効期間が満了したときは、その日から五日以内に、当該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。</p> <p>自動車臨時運行許可業務取扱指針を参照(所管課備付)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。